

社会福祉法人長井市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

平成 28 年 12 月 16 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第 7 条第 1 項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第 2 条 委員会は、法人の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、外部委員 2 名、監事 2 名、事務局員 1 名の合計 5 名の委員で構成する。

(委員の選任及び任期)

第 4 条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が次の各号に該当するときは、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

4 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第 7 条第 2 項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 委員が欠けたときは、速やかに第 1 項の規定に基づき、新たな委員を選任しなければならない。

6 前項の規定に基づき選任された委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(委員の報酬等)

第 5 条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

(議長の選任)

第 7 条 委員会の議長は、委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

2 前項により選出された議長は、委員会の会務を総理する。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第 8 条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は理事会が行う。

(評議員の選任)

第 9 条 評議員の選任は、次の各号の手続きを経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された次期評議員候補者推薦書（別紙様式 1）を委員会に提出する。

(2) 会長若しくは常務理事は、次期評議員候補者推薦書記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、理事会より提出された次期評議員候補者推薦書に基づき審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第 10 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第 11 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第 12 条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 出席した委員は、議事録に記名押印する。

4 議事録は、委員会の日から 10 年間、保存しなければならない。

(補則)

第 13 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 14 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 28 年 12 月 17 日から施行する。

(別紙様式1)

次期評議員候補者推薦書

任期 年 月から 年 月の定時評議員会まで

候補者名	氏名	
	住所	
経歴		
推薦理由		
当法人及び役員等との関係		
兼職状況		
備考		
候補者名	氏名	
	住所	
経歴		
推薦理由		
当法人及び役員等との関係		
兼職状況		
備考		

- ※ 1. 「経歴」は主たるものを記載する。
- ※ 2. 「当法人及び役員等との関係」は、現在法人に係る職に就いているものを記載する。
- ※ 3. 「兼職状況」は、他の団体の役員等にあるもののうち、主たるものを記載する。
- ※ 4. 「備考」は、選任区分、前任者がいる場合は、前任者の氏名を記載する。
- ※ 5. この書類に記載されていない事項で特に説明を要するものは、会長等からの補足説明を行う。